

滋賀地域交通計画策定業務委託仕様書

1. 目的

県民の日々の生活に密着した「地域交通」に特に焦点を当て、人口減少、新型コロナウイルス感染症の拡大、自動運転や MaaS 等の新技術の発達等社会情勢の変化に対応した持続可能な交通ネットワークの維持・活性化を目指し「滋賀地域交通ビジョン」(以下、「ビジョン」という。)を策定した。

ビジョンでは、「自家用車を使えない人、使えない時でも移動ができる」「自家用車を使わないという選択ができる」社会を実現するために、「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」を目指すこととしている。このことから、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号。)第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域交通計画の策定および実施等に関して公論熟議を行うことを目的に「滋賀地域交通活性化協議会(以下「協議会」という。)」を設置した。

本業務では、協議会やワークショップ、フォーラム等を開催し、県民、交通事業者、市町と丁寧に議論を重ねながら、ビジョンの実現に向け、鉄道、バス、タクシーをはじめ多様な移動手段を活用し、より利便性が高くかつ効率的で、地域に最適化した地域交通ネットワークを具体化するための施策と、その施策の実施に必要な財源のあり方等をまとめる「滋賀地域交通計画」の骨子を策定することを目的とする。

2. 業務を委託する期間

実施期間は、契約締結日から令和 7 年 3 月 28 日までとする。

3. 業務委託内容

(1) 内 容	「滋賀地域交通ビジョン」で描いた目指す姿を実現するため、県民、市町、交通事業者と丁寧に議論し、県民等の「理解と共感」を醸成しながら、滋賀地域交通計画の骨子を策定する。
(2) 業務概要	① まちづくり関連計画および県内地域交通に関する現状・分析結果の整理 ② 地域に最適化した地域交通ネットワークを具体化するための施策検討 ③ 施策の概算費用等の算出 ④ フォーラム・協議会の運営補助 ⑤ 滋賀地域交通計画骨子作成
(3) 具体的 業務内容	① まちづくり関連計画および県内地域交通に関する現状・分析結果の整理 各市町のまちづくり関連計画および地域公共交通計画、県内地域交通の現状、これまでに実施した種々の分析結果等を整理する。また、PT データやビッグデータ等を用いて、県内および県内外間の人流を目的別、移動手段別等に分析・整理する。 上記により分析・整理したデータ等は、滋賀県における地域交通ネットワークのあり方を検討するための基礎資料や、ワークショップ等で議論検討を進めるための基礎資料として活用する。 【提案事項】 ア：分析手法(既存資料・データの活用等)を具体的に提案すること。

イ：分析結果の取りまとめイメージを具体的に提案すること。

ウ：整理した基礎資料をどのように活かすのか具体的に提案すること。

② 地域に最適化した地域交通ネットワークを具体化するための施策検討

県民の生活圏や交通軸等を考慮し、県内を6つのエリアに分け、それぞれのエリアでワークショップを実施する。ワークショップでは、まちづくりの方向性と地域交通のあり方を財源とセットで検討し、地域に最適化した交通ネットワークを具体化するための施策をとりまとめる。なお、ワークショップの運営も本業務に含む。

施策の検討にあたり、既存の公共交通だけでは県民のニーズを応えていくことが困難な地域においては、地域に最適化した交通手段に関する基礎的な調査（滋賀県版ライドシェアの実現に向けた調査）を行う。ただし、この基礎的な調査の詳細な内容については、別業務の委託業者等も含め、監督職員と協議の上、決定するものとする。

【提案事項】

ア：ワークショップについて、以下の内容を具体的に提案すること。

- a. スケジュール
- b. ファシリテーターの選定案
- c. ワークショップメンバーの構成案およびメンバーの召集方法
- d. ワークショップの内容（テーマ等）
- e. ワークショップの結果のとりまとめイメージ
- f. ワークショップでの議論を広く県民に共有するための手段

《ワークショップの開催予定》

- ・開催回数：エリア毎に2回程度（6エリア×2回）
- ・開催時期（想定）：1回目 令和6年7月～9月、2回目 令和6年10月～12月
- ・時間：3～4時間程度

③ 施策の概算費用等の算出

既存データや先進事例等を踏まえて、施策の実施に必要な概算費用を算出する。

費用の算出にあたっては、ワークショップにおける議論を踏まえ、地域分類や確保するサービスレベル等についても十分に検討する。また、概算費用を賄う財源構成（国費補助、民間投資、運賃など）についても併せて検討する。

地域交通への投資の妥当性の評価に資するため、施策のクロスセクター効果について算出する。

【提案事項】

ア：概算費用算出手法を具体的に提案すること。

イ：財源構成に係る検討イメージを提案すること。

ウ：クロスセクター効果の算出手法を具体的に提案すること。

④ フォーラム・協議会の運営

滋賀地域交通計画策定に向けた議論を行うため、有識者、交通事業者、行政関係者、

公共交通利用者を構成員とする協議会を開催する。

施策メニューや、地域指標、いわゆる交通税など施策の実施に必要な財源のあり方について幅広くアイデア・意見を県民から募るとともに、それぞれのワークショップでの議論の共有や、ワークショップ間（圏域間）の連携を進めるため、全県を対象としたフォーラムを開催する。

協議会およびフォーラムの運営にかかる会場設営、会議資料の作成、会議記録の作成、出席委員への謝金や旅費の支払い業務等を行う。なお、外部委員への謝金（10,000 円/人・回）および旅費等を含め、会の運営にかかる費用は委託業務費に含む。

【提案事項】

ア：フォーラムについて、以下の内容を具体的に提案すること。

- a. 実現可能な会場の選定案
- b. 開催日までのスケジュール
- c. 県民が参加したくなるフォーラムの進行イメージ
（フォーラムのテーマ、ファシリテーターやパネリストの選定案等を含む。）
- d. フォーラムへの参加を呼びかける具体的な手法（広報）

《フォーラムの開催予定》

- ・開催回数：1回
- ・開催時期：令和7年1月頃（予定）
- ・時 間：2時間程度
- ・参加人数：300人程度（聴講参加を含む）

《滋賀地域交通活性化協議会開催予定》

- ・開催回数：2回
- ・開催場所：滋賀県庁等
- ・人 数：18人（うち謝金を要する委員3人、旅費を要する委員5人を想定）
- ・会議時間：2時間程度

⑤ 滋賀地域交通計画骨子作成

上記①から④の業務により、ビジョンで示した滋賀県が目指す地域交通の姿を具体化するための施策や、その実現に必要な財源のあり方等をまとめ、「滋賀地域交通計画」の骨子を策定する。

なお、骨子の策定にあたっては、滋賀県都市計画基本方針（令和4年3月）および県内市町が策定した地域公共交通計画と整合を図ること。

4. 業務の進め方

- (1) 本業務の受注者は本仕様書に基づいて業務を実施しなければならない。なお、細部事項については、監督職員の指示に従うものとする。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたり、常に監督職員と連絡を密にし、業務内容に疑義を生じた場合

は、速やかに報告し監督職員の指示を受けなければならない。

- (3) 受注者は、本業務着手前に全体の工程、作業方針等についてあらかじめ受注者の承諾を受けなければならない。
- (4) 受注者は、発注者の求めに応じて、本業務実施の途中における成果の報告を行わなければならない。

5. 資料の貸与

本業務の施行に際し、必要な資料は可能な限り提供または貸与する。

6. 成果物

受注者は、業務結果をとりまとめ、下記に定めるとおり成果物を納品すること。

(1) 成果品

- ア 報告書 2部、電子データ (CD-R 等) 1枚
- イ 滋賀地域交通計画骨子 冊子 20部 A4版、図面・グラフ等は適宜カラー印刷
- ウ 滋賀地域交通計画骨子 電子データ (CD-R 等) 1枚

(2) 納品

納品場所は、滋賀地域交通活性化協議会事務局 (滋賀県土木交通部交通戦略課) とする。

7. 運営管理

受注者は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、本仕様書の内容を理解した上で、目的および内容に沿った実施計画を作成し、全ての工程における運営管理 (各作業時の進捗状況の把握、発注者への状況報告等) を徹底すること。

運営管理を行う者は、十分なコミュニケーション能力を持つだけでなく、適切な課題解決策や方法を提案でき、実績や知見、新たな発想等に基づいて、円滑・確実に事業を推進できる能力を有すること。

また、本事業に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど、課題・問題等が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、発注者の承認を得た上で、これを実施すること。

8. 業務履行にあたっての条件および留意事項

- (1) 本仕様書に明示されていない事項であっても、業務の性格上必要と認められる事項については、双方協議の上、受注者負担で実施すること。
- (2) 実際の契約内容については、調整・変更する場合がある。
- (3) 本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により申請を行い、滋賀地域交通活性化協議会の承認を受けた場合は、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること (以下「再委託」という。) ができる。また、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受注者の責任において解決すること。
- (4) 受注者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに発注者と協議を行い、これを定めるものとする。
- (5) 受注者は、個人情報保護法および滋賀県個人情報保護条例等の関係法令を遵守するものとする。

る。

- (6) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 受注者は、当事業の成果物は滋賀地域交通活性化協議会へ引き渡すこととし、成果物の所有権は、滋賀地域交通活性化協議会への引渡しが完了したときに滋賀県に移転するものとする。
- (8) 当事業に基づく成果物の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む）は、原則、成果物の引渡しをもって滋賀県に譲渡されるものとし、また、著作者は成果物に係る著作人格権を将来に渡って一切行使しないものとする。なお、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受注者において負うものとする。
- (9) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、発注者の責に帰すべき事由による場合を除き、受注者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、発注者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (10) 発注者は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。
- (11) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (12) 電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウィルス感染していることにより、発注者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受注者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。